

公募要領等説明会 FAQ

【1. 研究計画調書の変更について】

- Q1. 研究計画調書の見直しの趣旨を教えてください。
- Q2. 研究計画調書について、「3 研究代表者及び研究分担者の研究業績」欄が「3 応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄に変更されていますが、指示書きの部分に以前記載があった「学術誌論文の場合、論文名、著者名、掲載誌名、査読の有無、巻、最初と最後の頁、発表年（西暦）を記入してください。」などの文言が削除されています。「3 応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄には、研究業績のリストを記載できないということでしょうか。
- Q3. 平成30年度科研費（平成29年9月公募）の研究計画調書では、応募課題に関連しない研究業績であっても、応募者が重要と考える業績を記載できるよう変更されていましたが、平成31年度科研費（平成30年9月公募）の研究計画調書の変更によって、「3 応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄には、応募課題に直接関連する研究業績しか記載できなくなるのでしょうか。
- Q4. 「挑戦的研究」について、例えば「挑戦的研究（開拓）」では、これまでも研究計画調書の記載事項が「応募者の研究遂行能力」とされており、論文等の研究実績よりアイデアの斬新性を重視しているようですが、今回、「基盤研究」が「応募者の研究遂行能力及び研究環境」に変更されたことで、同様に研究実績よりアイデアの斬新性を重視するようになるということでしょうか。
- Q5. 従来「2 本研究の着想に至った経緯など」欄に記載のあった「(3) これまでの研究活動」「(4) ~実行可能性」の文言が削除されていますが、どうなったのでしょうか。
- Q6. 「若手研究」の研究計画調書について、以前は「3 これまでの研究活動」欄に「これまでの研究履歴（大学院等での研究活動を含む）」の文言がありましたが、今回の様式では指示書きから削除されています。これらの内容は新しい様式では記載可能でしょうか？
- Q7. 研究業績を記載する際に、これまでは「査読の有無」の記載が必要でしたが、今回から記載しなくても良くなったのでしょうか。

【2. 科研費と researchmap との連携について】

- Q1. なぜ、科研費と researchmap とを連携させるのでしょうか。
- Q2. researchmap に研究者情報を登録しないと、科研費に応募してはならないのでしょうか。また、研究者情報を登録（更新）していない応募者が不利になるのでしょうか。
- Q3. researchmap に掲載されている論文等についても、研究計画調書に記載して良いのでしょうか。また、逆に、researchmap に掲載されている論文等については、研究計画調書に記載する必要はないのでしょうか。

- Q4. 科研費の審査の際に審査委員は必要に応じて researchmap 登録情報を参照することができると思いますが、具体的にはどのように参照するのでしょうか。
- Q5. 科研費の審査を行っている期間中に researchmap を登録・更新することは可能でしょうか。可能な場合、審査委員はいつの時点での researchmap の情報を参照することになるのでしょうか。また、審査の際、最新の情報に更新している応募者が有利になるのでしょうか。
- Q6. researchmap との連携ですが、研究代表者のみではなく、研究分担者の researchmap 登録情報とも連携するのでしょうか。

【3. その他の変更点について】

- Q1. 公募要領の「V 研究機関の方へ 1 科研費制度の趣旨、目的の共有」において、「各研究機関において、科研費の応募させることを目的化するようなことは望ましくありません。」と記載されていますが、所属する研究者に対して、科研費の応募を半ば義務化することは避けるべきでしょうか。
- Q2. 「帰国発展研究」の趣旨等の見直しにより、評価基準は変更されるのでしょうか。
- Q3. 研究分担者承諾書に関する手続きを電子化することですが、継続課題において研究分担者を変更する場合も電子申請システム上で手続きを行うのでしょうか。

【1. 研究計画調書の変更について】

Q1. 研究計画調書の見直しの趣旨を教えてください。

A1. 平成31年度科研費（平成30年9月公募）から、研究計画調書において、従来の「研究代表者及び研究分担者の研究業績」欄を「応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄へと変更し、当該研究計画の実行可能性を示すに当たり、応募者の研究遂行能力として、これまでの研究活動とその根拠となる文献等の主要なものを適宜記載し説明する方式に改めています。また、「応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄では、当該研究計画の実行可能性を示すための情報として、研究遂行に必要な研究環境についても説明することとしています。

本見直しに当たっては、平成30年8月9日付事務連絡「平成31年度科学研究費助成事業（科研費）の公募に係る変更等について」の別紙1（事務連絡：https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/06_jsps_info/g_180809_2/data/jimurenraku.pdf）、別紙1：https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/06_jsps_info/g_180809_2/data/besshi1.pdf）や、平成31年度科研費の公募要領（31ページ（3 応募書類（研究計画著書）の作成・応募方法等（1）研究計画調書の見直しについて））でも触れているとおり、文部科学省の審議会等において、研究計画調書における研究業績の取扱いに関して、

- ・「研究業績」欄が、応募者にとって「できるだけ多くの業績でスペースを埋めなければ審査において不利になるのではないか。」という誤った認識を与えている可能性があるのではないか。
- ・科研費の審査に関し、あたかも業績偏重主義であるかのような認識を応募者その他に与える可能性については、できるだけ是正を試みるべきであり、そのための工夫を考慮する必要がある。

といった問題意識を踏まえた議論が行われました。

文部科学省及び日本学術振興会では、このような問題意識や議論を踏まえて検討を行い、研究業績等に基づく研究遂行能力の評価について、応募者、審査委員双方に正しい認識を醸成するよう、研究計画調書の見直しを行いました。

研究計画調書における研究業績は、従前より、応募者（研究代表者、研究分担者）が提案する研究計画の実行可能性を応募者自らが示し、それを基に審査委員が当該応募者の研究遂行能力を判断するものとして位置付けられるものですが、その位置付けをより明確にするため、研究計画調書には単に研究業績を網羅的に記載するものではないことを明確にする変更を行ったものです。

Q2. 研究計画調書について、「3 研究代表者及び研究分担者の研究業績」欄が「3 応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄に変更されていますが、指示書きの部分に以前記載があった「学術誌論文の場合、論文名、著者名、掲載誌名、査読の有無、巻、最初と最後の頁、発表年（西暦）を記入してください。」などの文言が削除されています。「3 応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄には、研究業績のリストを記載できないということでしょうか。

A2. 「3 応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄における「(1) これまでの研究活動」の記載に当たっては、応募者（研究代表者、研究分担者）が提案する研究計画の実行可能性を示すための説明に必要な情報として、これまでに発表した論文、著書、産業財産権、招待講演等、主要なものを自由に記載することが可能です。当該欄が変更されたことで、研究業績を記載してはいけない、あるいは記載しなくとも良いという訳ではありません。

なお、当該研究計画の実行可能性を示すに当たり、応募者の研究遂行能力を説明するために必要と判断する情報は、自由に記載して構いませんが、研究業績の詳細を網羅的に記載することを求めるものではありませんので、その点にご留意ください。ただし、例えば、学術論文を研究業績として記載する際は、論文名、著者名、掲載誌名等、当該発表論文を同定するに十分な情報を記載してください。詳細は公募要領「別冊」の記入要領をご確認ください。

Q3. 平成30年度科研費（平成29年9月公募）の研究計画調書では、応募課題に関連しない研究業績であっても、応募者が重要と考える業績を記載できるよう変更されていましたが、平成31年度科研費（平成30年9月公募）の研究計画調書の変更によって、「3 応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄には、応募課題に直接関連する研究業績しか記載できなくなるのでしょうか。

A3. 「3 応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄に記載する内容は、応募課題に直接関連する研究業績のみに限定していませんので、当該研究計画の実行可能性を示すに当たり、応募者が自身の研究遂行能力を説明する上で必要と考える研究業績等を選択し、記載してください。

なお、当該欄では、「これまでの研究活動」に関する記載を求めています。例えば、応募者の研究遂行能力の根拠として論文等の研究業績を記載する際には、応募課題とは異なる分野での研究業績を基に説明する場合等も想定されると考えられます。

Q4. 「挑戦的研究」について、例えば「挑戦的研究（開拓）」では、これまでも研究計画調書の記載事項が「応募者の研究遂行能力」とされており、論文等の研究実績よりアイデアの斬新性を重視しているようですが、今回、「基盤研究」が「応募者の研究遂行能力及び研究環境」に変更されたことで、同様に研究実績よりアイデアの斬新性を重視するようになるということでしょうか。

A4. 「挑戦的研究」の審査の特徴は、「これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させる潜在性」を挑戦性と定義し、審査に当たっては、この挑戦性を最重視した審査が行われます。一方、「基盤研究」等の審査においては、研究提案の独自性、創造性等を評価し、優れた研究課題を見出すような審査が行われます。このような審査の考え方は、それぞれの種目の評定基準や評定要素にも反映されており、「挑戦的研究」と「基盤研究」等は、従来どおり異なる評定要素により審査が行われますので、応募に当たってはご注意ください。

Q5. 従来、「2 本研究の着想に至った経緯など」欄に記載のあった「(3) これまでの研究活動」「(4) ～実行可能性」の文言が削除されていますが、どうなったのでしょうか。

A5. いずれも、応募者の研究遂行能力を示すものとして、「3 応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄に統合しました。なお、「2 本研究の着想に至った経緯など」欄においても、その説明において必要に応じて、研究業績を記載して構いません。

Q6. 「若手研究」の研究計画調書について、以前は「3 これまでの研究活動」欄に「これまでの研究履歴（大学院等での研究活動を含む）」の文言がありました。今回の様式では指示書きから削除されています。これらの内容は新しい様式では記載可能でしょうか。

A6. 「若手研究」においても、応募者（研究代表者）が提案する研究計画の実行可能性を示すに当たり、自身の研究遂行能力を説明する上で必要と考える研究業績等の内容を、研究計画調書に記載する必要があります。研究計画調書の様式が変更され、様式の指示書きからは当該文言は削除されましたが、「3 応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄の中で、大学院等での研究活動についても記載することが可能です。当該欄の記載に当たっては、公募要領「別冊」の記入要領をご確認ください。

Q7. 研究業績を記載する際に、これまでは「査読の有無」の記載が必要でしたが、今回から記載しなくても良くなったのでしょうか。

A7. 研究論文を記載するに当たっては、当該発表論文を同定するに十分な情報を記載することとしており、「査読の有無」について記載することは可能です。応募者は自身の研究遂行能力を説明するために、研究業績を必要に応じて自由に記載して構いません。

【2. 科研費と researchmap との連携について】

Q1. なぜ、科研費と researchmap とを連携させるのでしょうか。

A1. 「科学技術イノベーション総合戦略 2015」（平成 27 年 6 月 19 日閣議決定）において、研究力強化に資する研究資金の改革として、全ての競争的資金について、使い勝手の改善の実施等の府省統ルールを徹底することとされており、これを踏まえて、平成 29 年 4 月 20 日に「競争的資金における使用ルール等の統一について」（平成 27 年 3 月 31 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）の改正が行われました。

この改正において、「8 電子申請等の促進」の項目が追加され、この中で、科研費を含む公募の際に研究業績の提出を求める事業においては、研究者等に researchmap への登録及び入力等の利用を促すことや、研究業績として researchmap の登録情報の活用を促すこととされるとともに、researchmap の更なる活用の方途について検討を進めることとされています。

このような状況を踏まえ、科研費においても researchmap との連携を行うこととしました。

Q2. researchmap に研究者情報を登録しないと、科研費に応募してはならないのでしょうか。また、研究者情報を登録（更新）していない応募者が不利になるのでしょうか。

A2. researchmap への登録は応募の要件ではありません。また、あくまでも、審査の際に審査委員が必要に応じて researchmap を参照することができる取扱いとしていますので、researchmap の登録、更新状況自体が直接的に応募研究課題の採否に影響することはありません（researchmap の登録（更新）や、その掲載内容を直接的に

評定要素としているものではありません)。

一方、前質問項目 (Q1) のとおり、科研費においては、従前より researchmap への研究者情報の登録を推奨するとともに、今回の公募から researchmap に登録されている情報を審査の際に審査委員が必要に応じて参照する取扱いとしましたので、今後も、研究者情報の積極的な登録、更新にご配慮ください。

Q3. researchmap に掲載されている論文等についても、研究計画調書に記載して良いのでしょうか。また、逆に、researchmap に掲載されている論文等については、研究計画調書に記載する必要はないのでしょうか。

A3. 研究計画調書の作成に当たっては、「3. 応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄において、応募者が提案する研究計画の実行可能性を示すに当たり、当該応募者の研究遂行能力を説明するため、researchmap に掲載されている論文等の研究業績も含めて、必要に応じて記載してください。researchmap は審査の際に審査委員が必要に応じて参照する取扱いとしているものであって、審査はあくまでも研究計画調書に基づいて行われます (researchmap は研究計画調書の一部ではありません) ので、応募者が研究遂行能力を示すために、審査委員にアピールしたい情報については、研究計画調書に記載してください。

Q4. 科研費の審査の際に審査委員は必要に応じて researchmap 登録情報を参照することができると思いますが、具体的にはどのように参照するのでしょうか。

A4. 具体的には、科研費の電子申請システム(審査システム)に、各研究者の researchmap ページのリンクを直接貼る形になりますので、審査委員は researchmap に「一般公開」されている研究者情報の全てを閲覧することが可能となります(「非公開」や「研究者のみ公開」に設定した場合は、審査委員は閲覧できません)。なお、researchmap に登録されている情報のうち、委員歴等必ずしも審査に必要としない情報については、審査において活用しないよう審査委員に周知する予定です。

Q5. 科研費の審査を行っている期間中に researchmap を登録・更新することは可能でしょうか。可能な場合、審査委員はいつの時点での researchmap の情報を参照することになるのでしょうか。また、審査の際、最新の情報に更新している応募者が有利になるのでしょうか。

A5. 審査を行っている期間中でも随時、researchmap の研究者情報を登録・更新するこ

とが可能です。審査委員が確認する時点は電子申請システム（審査システム）で審査を行っている時点になりますので、それぞれの審査委員によって異なります。そのため、一概にどの時点の情報を参照しているとは言えません。また、あくまでも審査は研究計画調書に記載された内容に基づいて行うので、researchmap の登録、更新自体が直接的に採否に影響することはありません（researchmap の登録（更新）や、その掲載内容を直接的に評定要素としているものではありません）。

Q6. researchmap との連携は、研究代表者のみならず、研究分担者の researchmap 登録情報とも連携するのでしょうか。

A6. 研究分担者の researchmap 登録情報とも連携します。

【3. その他の変更点について】

Q1. 公募要領の「Ⅴ 研究機関の方へ、1 科研費制度の趣旨、目的の共有」において、「各研究機関において、科研費に応募させることを目的化するようなことは望ましくありません。」と記載されていますが、所属する研究者に対して、科研費への応募を義務化するようなことは避けるべきでしょうか。

A1. 公募要領に記載したとおり、科研費の応募は研究者の発意に基づいて行われるものです。

科研費の応募に関する各研究機関における方針や取組は、各研究機関の責任において実施されるものであることから、科研費の制度側として、その可否を判断することはありませんが、科研費制度の趣旨、目的を、応募者のみならず研究機関の執行部等を含めて広く研究機関内で共有し、適切に運用していただくようお願いいたします。

Q2. 「帰国発展研究」の趣旨等の見直しにより、評定基準は変更されるのでしょうか？

A2. 今回の見直しを踏まえた評定基準の変更は予定していませんが、昨年度の「基盤研究」等の公募（平成29年9月公募）に係る評定基準の変更を踏まえた変更を行う予定です（平成30年10月中旬頃公表予定）。

Q3. 研究分担者承諾書に関する手続を電子化するとのことですが、継続課題において研究分担者を変更する場合も電子申請システム上で手続を行うのでしょうか。

A3. 継続課題については、これまでどおり紙媒体による研究分担者承諾書で手続してください。ただし、平成31年4月以降は継続課題も含めて、研究分担者承諾書に関する手続を全て電子化する予定です。